

平成 23 年 10 月 17 日
ソニー生命保険株式会社

【新商品】『抗がん剤治療特約』を発売

ソニー生命保険株式会社（社長 井原 勝美）は、平成 23 年 11 月 2 日より新商品『抗がん剤治療特約』を発売します。取扱商品の幅が広がることで、お客さまの多様なニーズにさらにお応えすることができるようになります。

『抗がん剤治療特約』の発売について

■通院や入院による抗がん剤治療のための特約です。

被保険者が、通院または入院で所定の抗がん剤治療を受けた場合に、抗がん剤治療給付金をお支払いします。

1. 発売の背景

従来のがんの治療方法においては、手術によって病巣を取り除く方法が一般的でした（外科療法）。

しかし、医療技術の進歩などにより、現在は「外科療法」、「放射線療法」、「抗がん剤を使った化学療法」が、「がんの三大療法」といわれています。

特に、入院をしないで抗がん剤治療を行う外来化学療法は、患者の生活の質を維持する治療法として近年増加傾向にあり、今後ますます増加することが予想されています。

一方で、抗がん剤の治療費の負担は患者にとって決して軽いものではありません。新しい抗がん剤として開発が進んでいる分子標的薬は、副作用は少ない反面、高額な薬剤費がかかる傾向にあります。

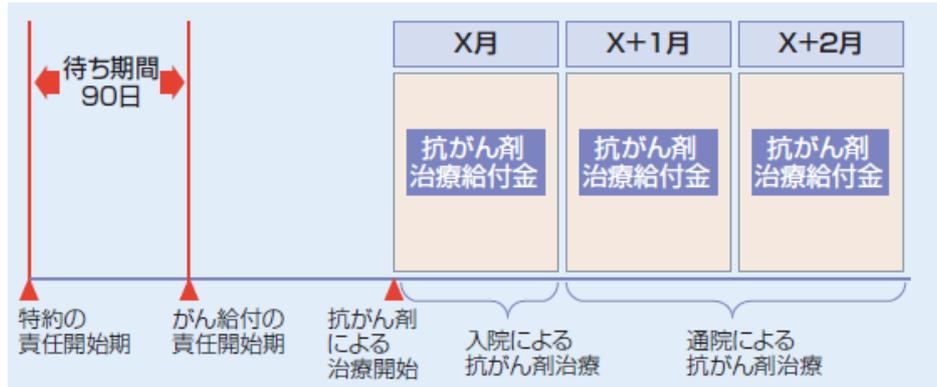
また、公的医療保険制度によって保険給付の対象になる抗がん剤を使用した場合、高額療養費制度により毎月の自己負担の限度額はありますが、通院による治療が長期間にわたるケースもあり、適切な治療を受け続けるためには経済的な備えが必要になってきます。

そこで今回、公的医療保険制度の対象となる範囲内で抗がん剤による治療を受けた場合に、月額給付を保障する『抗がん剤治療特約』を発売することにしました。

2. 商品の仕組および特徴

- (1) 被保険者が、がんの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象となる範囲内で、当社所定の抗がん剤を使用した治療を行った場合に、抗がん剤治療給付金をお支払いします。
- (2) 抗がん剤治療給付金は、支払事由が該当した日が属する月ごとにお支払いします（1か月に1回のお支払いとなります）。
- (3) お支払いする月数は保険期間を通じて120か目が限度となります（抗がん剤治療給付金の通算支払月数が120か月に達したとき、この特約は消滅します）。
- (4) この特約には、保険期間をとおして解約返戻金はありません。
- (5) がん給付の責任開始期前にかんがんと診断確定された場合には、この特約は無効となります。

<仕組図>



3. 特約を付加できる保険種類

総合医療保険・長期総合医療保険・終身がん保険（08）・がん保険

4. 保険料例

抗がん剤治療給付金額10万円、保険期間5年（全期払）、個別扱月払保険料の場合

年齢	男性	女性
20歳	220円	250円
30歳	240円	390円
40歳	330円	1,210円
50歳	630円	2,310円
60歳	2,270円	2,880円
70歳	5,060円	3,460円

5. 保険期間と自動更新

保険期間は原則5年となります。また、主契約の保険料払込期間経過後も原則80歳まで自動更新します（ただし、主契約の保険期間の範囲内に限ります）。

以上